



事務連絡

平成19年7月25日

公益法人事務担当者 殿

厚生労働省医政局総務課

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等の一部改正について

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20閣議決定）の一部改正について、第164回国会における議論等を踏まえ、今般、「「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」の一部改正について」（平成18年8月15日閣議決定）（別紙1）及び「「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針について」の一部改正について」（平成18年8月15日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）（別紙2）が取りまとめられております。

については、上記改正の趣旨をご理解いただき、貴法人におかれましては、所管する官庁の出身者等にかかる基準への適合について、遺憾なく実施されますよう、よろしくお願い申し上げます。

